

改正

令和2年3月17日告示第31号

令和3年4月1日告示第74号

令和4年4月1日商工港湾部長決裁

令和5年4月4日商工港湾部長決裁

令和5年7月12日商工港湾部長決裁

令和5年10月11日商工港湾部長決裁

令和7年5月14日商工港湾部長決裁

令和8年6月24日商工港湾部長決裁

大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱

(目的)

第1条 岩手県ふるさと振興総合戦略及び大船渡市デジタル田園都市国家構想総合戦略に基づき、大船渡市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行う大船渡市移住支援事業において、東京圏から大船渡市に移住した者が、第4条に規定する要件を満たした場合に、予算の範囲内において、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領、大船渡市補助金等交付規則（平成13年大船渡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱により移住支援金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学（第99条第1項に規定する大学院及び第108条に規定する短期大学を含む。）、第115条第1項に規定する高等専門学校、第125条第3項に規定する専修学校の専門課程ほか、これらに準ずる学校等であって知事が別に定めるものをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条

件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年の国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。

(移住支援金の額)

第3条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 単身で移住した場合 60万円

(2) 世帯で移住した場合 100万円(18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合にあっては、18歳未満の者1人につき100万円を加算した額)

(対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件を満たす者(前条第2号に規定する移住支援金にあっては、これらの要件に加え、第6号の要件を満たす者)とする。

(1) 移住等に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件 次のいずれにも該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

(ウ) (ア)及び(イ)に規定する在住期間の通算については、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 大船渡市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 大船渡市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の（ア）から（エ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ） 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第39号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（昭和3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

（ウ） 申請者は（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、岩手県及び大船渡市が認める場合を除く。

（エ） その他岩手県又は大船渡市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２） 就職に関する要件

ア 一般の場合 次の（ア）から（カ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ） 就業先が、岩手県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（エ） 就業先の求人への応募日が、（イ）に規定するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（オ） 就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（カ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当すること。

（ア） 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ） 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（ウ） 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（エ） 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（オ） 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提で

ないこと。

(3) テレワークに関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 市内でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府地方創生推進室が実施する地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口（大船渡市やその地域の人々と関わりを有する者のうち、大船渡市が関係人口と認める者をいう。以下同じ。）に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者

(ア) 大船渡市出身者（2親等以内が大船渡市に住民票を有する等）

(イ) 市内事業所において、ふるさとワーキングホリデー又はインターンシップに参加したことがある者

(ウ) 大船渡市に空き家バンクを利用して移住した者

(エ) 大船渡市おためし地域おこし協力隊又は協力隊インターンに参加したことがある者

(オ) 住民票を移す直前の1年以内に、市が実施する起業・経営等無料相談会を利用した者

(カ) 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者

イ 次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者

(ア) 農林水産業に就業する者

(イ) 家業等へ就業する者

(ウ) 次のaからcまでのいずれにも該当し、大船渡市が認めた企業に就業する者

a 市内事業所に週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

b 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

c 就業先の法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 市内で起業し、開業の届け出をしている者

(5) 起業に関する要件 移住支援金の申請時において、直前の1年以内に岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（前条第2号に規定する移住支援金を申請する場合に限る。） 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 申請者（移住支援金の交付を受けようとする者をいう。以下同じ。）を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、大船渡市に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

(2) 大船渡市の住民票の写し

(3) 移住元における在住地及び在住期間を確認できる書類

(4) 移住元における在勤地及び在勤期間（雇用者として通勤していた者にあつては、これらの事項に加え、雇用保険の被保険者であったこと）を確認できる書類（前条第1号ア(イ)に該当する者に限る。）

(5) 就業証明書（様式第2号）（前条第2号又は前条第4号イ(ウ)に該当する者に限る。）

(6) 就業証明書（様式第3号）（前条第3号に該当する者に限る。）

(7) 就業時間証明書（様式第3号の2）（前条第3号に該当する者のうち、個人事業主又はフリーランスである者に限る。）

(8) テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類（前条第3号に該当する者のうち、個人事業主又はフリーランスである者に限る。）

(9) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（前条第3号に該当する者のうち、個人事業主又はフリーランスである者又は前条第4号イ(エ)に該当する者に限る。）

(10) 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（前条第3号に該当する者のうち、個人事業主又はフリーランスである者に限る。）

(11) 関係人口証明書（様式第4号）（前条第4号ア(カ)に該当する者に限る。）

(12) 活動実績証明書（様式第5号）（前条第4号ア(イ)に該当する者に限る。）

- (13) 大船渡市出身者であることを確認できる書類の写し（前条第4号ア(ア)に該当する者に限る。）
- (14) 農林水産業に就業していることを確認できる書類の写し（前条第4号イ(ア)に該当する者に限る。）
- (15) 家業等に就業していることを確認できる書類の写し（前条第4号イ(イ)に該当する者に限る。）
- (16) 大船渡市空き家バンクを利用して移住したことを確認できる書類の写し（前条第4号ア(ウ)に該当する者に限る。）
- (17) 前条第6号アに該当することを確認できる書類（第3条第2号に規定する移住支援金を申請する者に限る。）
- (18) 起業支援金の交付決定通知書の写し（前条第5号に該当する者に限る。）
- (19) 移住支援金の振込先を確認できる書類
- (20) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類その他市長が必要と認める書類
(交付決定の通知等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否について、移住支援金交付決定通知書（様式第6号）又は移住支援金不交付決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、前項の規定による通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（移住支援金の交付）

第7条 市長は、移住支援金の交付を決定したときは、申請日から3か月以内に、申請者に移住支援金を交付するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第8条 申請者は、移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による再交付願の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書を再交付するものとする。この場合において、当該移住支援金交付決定通知書には再交付である旨を表示するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 岩手県及び大船渡市は、大船渡市移住支援事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、大船渡市移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる場合に該当するときは、交付した移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、就業先の法人の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があると岩手県及び大船渡市が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次に掲げる場合

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に大船渡市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第4条第2号に該当する者に限る。）

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大船渡市から転出した場合
(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

前 文 (抄) (令和2年3月17日告示第31号)

令和2年1月15日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、同日以後に大船渡市に転入した者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

前 文 (抄) (令和3年4月1日告示第74号)

令和3年4月1日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、同日以後に大船渡市に転入した者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日商工港湾部部長決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、同日以後に大船渡市に転入した者について適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年4月4日商工港湾部部長決裁)

この要綱は、令和 5 年 4 月 4 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以後に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 7 月 12 日商工港湾部部長決裁）

この要綱は、令和 5 年 7 月 12 日から施行し、令和 5 年 6 月 23 日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 6 月 23 日以後に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 10 月 11 日商工港湾部部長決裁）

この要綱は、令和 5 年 10 月 11 日から施行し、令和 5 年 10 月 1 日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和 5 年 10 月 1 日以後に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 5 月 14 日商工港湾部部長決裁）

この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 6 月 24 日商工港湾部部長決裁）

この要綱は、令和 8 年 6 月 24 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。この場合において、改正後の大船渡市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に大船渡市に転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。